令和8年11月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和8年11月17日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社宮島運輸（法人番号：9020001004551）　代表者　宮島　秀晴
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　神奈川県横浜市港南区笹下1-5-9 （本社営業所）神奈川県横浜市港南区笹下1-5-9
（４）行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
（５）主な違反の条項	道路運送法第８６条第１項
（６）違反行為の概要	令和8年7月27日及び令和8年8月31日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)許可等の条件違反(運送法第86条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　2点 当該事業者の累積点数　2点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和8年11月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和8年11月17日
（２）事業者の氏名又は名称	キャリー株式会社（法人番号：7010401117336）　代表者　青木　直人
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　東京都品川区西五反田7-13-2-302 （本社営業所）東京都品川区西五反田7-13-2-302
（４）行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
（６）違反行為の概要	令和8年7月17日及び令和8年8月10日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　4点 当該事業者の累積点数　4点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和8年11月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和8年11月17日
（２）事業者の氏名又は名称	豊交通株式会社（法人番号：2060001004595）　代表者　野尻　芳隆
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　栃木県宇都宮市下荒針町3476-43 （本社営業所）栃木県宇都宮市下荒針町3476-43
（４）行政処分等の内容	文　書　警　告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第7項
（６）違反行為の概要	令和8年8月18日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)ｱﾙｺｰﾙ検査状況の写真記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下｢運輸規則｣)第24条第7項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　0点 当該事業者の累積点数　0点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和8年11月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和8年11月17日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社大成観光バス（法人番号：1012701002330）　代表者　成松 主悦
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　東京都西東京市住吉町1-13-7 （本社営業所）東京都西東京市住吉町1-13-7
（４）行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
（６）違反行為の概要	令和8年7月14日及び令和8年8月3日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　4点 当該事業者の累積点数　4点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和8年11月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和8年11月17日
（２）事業者の氏名又は名称	ブルーバス株式会社（法人番号：3050001025732）　代表者　根本　和幸
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　茨城県稲敷市阿波1262-1 （本社営業所）茨城県稲敷市阿波1262-1
（４）行政処分等の内容	文　書　警　告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
（６）違反行為の概要	令和8年6月12日及び令和8年7月15日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　0点 当該事業者の累積点数　0点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和8年11月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和8年11月17日
（２）事業者の氏名又は名称	山手観光自動車株式会社（法人番号：3030001008499）　代表者　清田　明徳
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　埼玉県さいたま市南区大字大谷口1460-2 （足立営業所）　東京都足立区入谷9-18-5
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　240日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
（６）違反行為の概要	令和7年11月7日、令和7年11月27日及び令和7年12月18日、法令違反の疑いがあることを端緒に定期的な監査を実施。10件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第23条第3項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(運輸規則第24条第6項)、(4)ｱﾙｺｰﾙ検査状況の写真記録義務違反(運輸規則第24条第7項)、(5)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(10)報告義務違反(運送法第94条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　24点 当該事業者の累積点数　33点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)。

令和8年11月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和8年11月17日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社イロハ観光交通（法人番号：5040001045705）　代表者　張　海峰
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　千葉県富里市根木名1009-37 （東京営業所）　東京都江戸川区春江町2-49-13-202
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　60日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第6項
（６）違反行為の概要	令和7年11月18日、令和7年12月1日及び令和8年1月15日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)点呼状況の録音及び録画記録の改ざん・不実記録(運輸規則第24条第6項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　6点 当該事業者の累積点数　6点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)。